

日本の酒税格差に関する仲裁裁定

(WT/DS8/15; WT/DS10/15; WT/DS11/13)

(1997年2月14日、仲裁人:Julio Lacarte-Muró)

1. はじめに

日本の酒税法による税率格差問題については、1986年7月にECからGATT23条1項に基づく協議要請がなされて以来の経緯がある。

1987年11月10日に採択されたパネル報告において、内国民待遇原則を定めるGATT3条に違反するとされ、これを受けて、日本は、1989年に酒税法を改正し、従価税制度、級別制度及び果実酒のエキス分による税率格差制度を廃止し、また、蒸留酒の間での税率格差を縮小させた。しかし、ECは、焼酎と他の蒸留酒との間に税率格差が残っていることなどを指摘し、パネル報告の内容が十分に実施されいない旨不満を表明した(C/M/264 (June 1993); C/M/266 (Sep. 1993); 100 GATT Focus 4 (1993), 岩澤雄司・WTOの紛争処理150頁(1995))。

その後、1995年6月、ECは日本に対して22条協議を再び求めた。

1995年時点での酒税法(昭和28年法律6号)によると、国内で消費されるアルコール分1%以上の酒類につき、内国産品と外国産品とを問わず、10種類に分類して、それぞれ異なる税率で課税していた。

1 キロ・リットルあたりの課税額は下記の通りである(問題となった酒類は*印のもの)。

1 清酒 略

2 合成清酒 略

* 3 焼酎(甲類・乙類)

イ 甲類

(1) アルコール分25-26% : ¥155,700

(2) アルコール分26-31% : ¥155,700+アルコール分が25%を超える1%ごとに¥9,540

(3) アルコール分31%- : ¥203,400+アルコール分が30%を超える1%ごとに¥26,230

(4) アルコール分21-25% : ¥155,700-アルコール分が25%を下回る1%ごとに¥9,540

(5) アルコール分 21%未満 : ¥108,000

ロ 乙類

(1) アルコール分 25-26% : ¥102,100

(2) アルコール分 26-31% : ¥102,100+アルコール分が 25%を超える 1%ごとに¥6,580

(3) アルコール分 31%- : ¥135,000+アルコール分が 30%を超える 1%ごとに¥14,910

(4) アルコール分 21-25% : ¥102,100-アルコール分が 25%を下回る 1%ごとに¥6,580

(5) アルコール分 21%未満 : ¥69,200

4 みりん 略

5 ビール 略

6 果実酒類 (果実酒・甘味果実酒) 略

* 7 ウィスキー類

(1) アルコール分 40-41% : ¥982,300

(2) アルコール分 41%以上 : ¥982,300+アルコール分が 40%を超える 1%ごとに¥24,560

(3) アルコール分 38-40% : ¥982,300-アルコール分が 40%を下回る 1%ごとに¥24,560

(4) アルコール分 38%未満 : ¥908,620

* 8 スピリッツ類

(1) アルコール分 38%未満 : ¥367,300

(2) アルコール分 38%以上 : ¥367,300+アルコール分が 37%を超える 1%ごとに¥9,930

* 9 リキュール類

(1) アルコール分 13%未満 : ¥98,600

(2) アルコール分 13%以上 : ¥98,600+アルコール分が 12%を超える 1%ごとに¥8,220

10 雑酒 略

1996年6月21日にGATT3条2項違反とするパネル報告が出され、日本からの上訴により、同年10月4日に上級委員会報告が出された。上級委員会は、パネル報告を一部修正したが、結論は維持し、焼酎とウオッカとは「同種の産品」であり、後者に前者に対するのを超える内国税を賦課している点でGATT3条2項第1文に違反し、また、焼酎と、ウイスキー・ブランディー・ラム・ジン・genever(オランダのジン)・リキュール・その他のスピリッツ類とは「直接競合・代替可能産品」であり、後者のグループ(パネル報告は付託事項で挙げられていた酒類すべてについて応えていなかった)ので、上級委員会はこれを拡大した)に前者と「同様に」課税されていない点でGATT3条2項第2文に違反するとした。そして、上級委員会は、DSBが日本に対して酒税法を1994年GATT上の義務に適合するように措置をとるよう求めることを勧告した。

1996年11月1日、DSBは、日本の酒税に関する上級委員会報告及び同報告によって修正されたパネル報告を採択した(WT/DSB/M/25)。

本件は、このDSBの勧告の国内実施をめぐる仲裁判断である。

以下、仲裁手続の概要をみた上で、本件仲裁手続をめぐる事実関係、当事国の主張及び仲裁判断を紹介し、最後に、若干のコメントを付すこととする。

2. 仲裁手続とは

DSU21条1項は、「勧告又は裁定の速やかな実施(prompt compliance)はすべての加盟国の利益となるような効果的な紛争解決を確保するために不可欠である。」と規定し、これを受けて、21条3項は、「勧告及び裁定を速やかに(immediately)実施することができない場合には、関係加盟国は、その実施のための妥当な期間(a reasonable period of time)を与えられる。」とされ、その妥当な期間とは、—

「(a) 関係加盟国が提案する期間。ただし、DSBによる承認を必要とする。」

「(b) (a)の承認がない場合は、・・・45日以内に合意した期間。」

「(c) (b)の合意がない場合は、・・・90日以内に拘束力のある仲裁によって決定される期間」

—と規定している。

「妥当な期間」が具体的な事案でどのくらいかを21条3項(c)の拘束力ある仲裁によって決定する場合、21条3項によれば、仲裁人のためのガイドラインとして、「妥当な期間がその報告の採択の日から15ヶ月を超えるべきではない(should)との指針が与えられる

べきである。」とされるが、「この 15 ヶ月の期間は、特別の事情 (particular circumstances) があるときは、短縮し又は延長することができる。」と規定されている。しかし、この「特別の事情」に何が入るのかについては何ら定められていない。

本件は、この仲裁については初めてのケースであり、「特別の事情」の有無が争われた。そして、日本の主張した事情は「特別の事情」にはあたらないとされたわけであり、ではこれに入る事情は何かという問題については今後の事例の集積を待つほかない。

3. 事実

1996 年 11 月 1 日の DSB による日本の酒税に関する上級委員会報告及び同報告によって修正されたパネル報告の採択を受けて、同年 11 月 20 日、日本は、DSU21 条 3 項に基づき、DSB の勧告及び判断の実施についての意向を DSB に通告した。それによると、日本としては直ちに実施することは不可能であり、「妥当な期間」内に実施するとされていた。そして、「妥当な期間」につき DSU21 条 3 項(a)に規定されているような DSB の承認を求める手続をとらず、EC、合衆国、カナダ、その他の紛争当事国との間で「妥当な期間」とはどの程度かを協議する意向を示した。しかし、この協議は成功せず、21 条 3 項(b)にいう相互の合意はできなかつた。もっとも、EC との間では、実施の遅れの補償として、ウィスキーとブランディーの関税引き下げをより加速する旨の合意ができたが[これは、EC が日本産ウィスキーとの競争条件の改善で十分と考えた結果であろう。筆者]、この合意は「妥当な期間」についてのそれぞれの立場を害するものではないとされた。(para. 1)

DSU21 条 3 項(b)の合意ができなかつたため、1996 年 12 月 24 日、合衆国は同条同項(c)に規定されている拘束力ある仲裁によって「妥当な期間」を定めるよう要請した。21 条 3 項(c)の注記で予定している 10 日以内に日米間で仲裁人の選任合意ができなかつたため、1997 年 1 月 7 日、合衆国は事務局長が仲裁人を選任するよう求めた。事務局長は、日米両国との協議の後、1 月 17 日、Julio Lacarte-Muró 氏を仲裁人を選任した。(para. 2)

1 月 20 日、仲裁を求めたのは合衆国だけであるが、原当事国すべてが仲裁手続に参加することを認める合意がなされた。また、DSU21 条 3 項(c)によると、仲裁判断期間は、1996 年 11 月 1 日から起算して 90 日以内とされているが、本件では、これを 2 週間延長して、1997 年 2 月 14 日を期限とすることも合意された。(para. 3)

1 月 27 日、日米両国からの書面による陳述書を提出。1 月 28 日、仲裁人から日本に対して追加的な資料提出要請があり、日本は、1 月 30 日にこれを提出した。(para. 4)

そして、1997年2月3日、口頭弁論手続がなされた。(para. 6)

日本では、1996年12月中旬、与党自民党と利害関係団体との調整の結果、酒税法改正案についての政治的理解がなされ、政府は改正法案を1997年1月31日に国会に提出した。

(para. 5)

この改正法案によると、DSB決定を3段階に分けて実施することとしていた。

第1段階として、1997年10月1日に、ウイスキー類(brown spirits)の税率を引き下げ、焼酎甲類及び乙類の税率を引き上げる。しかし、前者の税率はウオッカ等のスピリッツ類類(white spirits)よりも高く、後者の税率はスピリッツ類よりも低く設定されている。(焼酎乙類は102,100円/k1から150,700円/k1に引き上げる。)

第2段階として、1998年10月1日に、焼酎甲類の税率をスピリッツ類及びリキュール類の税率と同じにする。また、ウイスキー類の税率はさらに引き下げる。しかし、ウイスキー類の税率は、スピリッツ類及びリキュール類よりもなお3%高く設定されている。焼酎乙類の税率もさらに引き上げられるが、なお、スピリッツ類及びリキュール類よりも低く設定されている。(焼酎乙類は、150,700円/k1から199,400円/k1に引き上げる。)

第3段階として、2001年10月1日に、焼酎乙類の税率をスピリッツ類及びリキュール類の税率と同じに引き上げる。(199,400円/k1から248,100円/k1に引き上げる。)

以上を内容とする改正法案である。(para. 7)

これは、焼酎乙類以外の酒類については、1996年11月1日のDSBの決定を23ヶ月かけて実施し、焼酎乙類については約5年(59ヶ月)をかけて実施するというものであった。

4. 当事国の主張

a. 合衆国

DSU21条3項(c)の「特別の事情」について、考慮することができるのは以下の点だけである。すなわち---

(a) 必要となる措置のタイプ(立法を要するのか、行政命令でできるのか等)及び技術的複雑性(新たな科学的基準を作成するといった複雑な作業を要するのか、関税率を変更するだけであるのか等)

(b) 誠実に行動することを前提として、実施に要する最短期間。

---以上の2点だけである。(para. 12)

国内の政治的、経済的、社会的事情は考慮に入れるべきではない。国内産業保護をやめ

ることを提案するときには常にこのような問題は生じるものである。仲裁人としては、国内実施を現実的に行う最短期限を考えるべきであり、国内実施に際して生ずる摩擦をより少なくするために必要な期間を考えるべきではない。(para. 13)

以上の原則を本件に当てはめると、日本は5ヶ月で、すなわち1997年4月には必要な税制改正ができると考えるのが合理的である。その理由は以下の通りである。すなわち---

(a) 日本は間接税の改正には一般的に1ないし6ヶ月が必要であると主張しており、5ヶ月という期間はその幅に収まること。[日本側がこのように主張していたことは確認できない。筆者]

(b) 税率の変更をするだけの単純な酒税法改正をするのが適当であること。

(c) 国会は通常3月に予算案を可決していること。

(d) 税法の改正が実施されるのは会計年度の開始する4月であるのが普通であること。

---以上の理由である。(para. 14)

1984年4月10日に可決された日本の酒税法改正法は20日で施行されたし、1987年のパネル報告採択による酒税法改正は、より包括的な法改正であったにも拘わらず、国会通過から3ヶ月で施行されている。(para. 15)

日本の実施の遅れによる貿易上の損失を一部相殺するような内容の譲歩を得ることによって直ちに和解することもできなくはないが、そのような和解をすることは内国民待遇原則違反による競争上の損失に正面から取り組むものではなく、適当ではない。そもそも日本のような貿易大国がDSBの勧告を適時に実施しないということは、WTO紛争処理制度の信頼性を損なうことになるというべきである。(para. 16)

b. 日本

確かに、「妥当な期間」の決定はDSUの一般的目的である迅速なWTO整合化(prompt compliance)に照らして決定されるべきであるが、DSUは「特別の事情」があればガイドラインとされる15ヶ月を変更できるというフレキシビリティも認めていることに注意すべきである。そして、「特別の事情」とされるものの範囲について規定されていない以上、個々の事案におけるあらゆる事情を注意深く検討すべきである。本件では、下記の事情があるため、23ヶ月が「妥当な期間」であるというべきである。(para. 17)

第1の事情は、[1-1]課税については行政府の権限は限定されており、その変更には国会の正式な議決を要する点である。そして、焼酎についての大幅な増税は不評を買い、相当

な政治的反発を招くため、法改正には困難かつ複雑なプロセスを要する。さらに、[1-2]現在の与党は国会のどの委員会でも多数を占めていないという点も考慮されるべきである。(para. 18)

第2の事情は、焼酎についての増税が消費者及び生産者に悪影響を与えるという点である。提案されている酒税法改正では、焼酎甲類の増税は1.6倍、焼酎乙類の増税は2.4倍である。[2-1]どの先進国でも、段階を踏まずに2.4倍もの増税を実施した例はない。増税の悪影響を緩和するために、いくつかの段階に分けて増税してゆくのが通常の方法である。[2-2]1989年の酒税法改正では段階的な増税はなされなかったが、そのときは、増税規模がより小さく、また、競合する清酒についても改正が行われたため、今回の改正とは事情が異なる。また、[2-3]1989年改正のときは、焼酎業者はより多くの財政的補助を受けたことも考慮すべきである。(para. 19)

第3に、[3-1]1997年4月から、消費税の引き上げが予定(1994年11月可決)されていることも考慮すべきである。これと同時に酒税を引き上げることは受け容れがたいという事情がある。また、[3-2]大規模な増税は、消費者への影響を緩和するために、1年の間において実施するのが通常である。この例にならうと、消費税引き上げから1年を経過した1998年4月に酒税引き上げをすることになるが、これを早めて1997年10月(上級委員会報告採択後11ヶ月後)に第1段階の引き上げをするというのが今回の改正法である。これは、日本として、DSU21条3項(c)に定める15ヶ月のガイドラインを真剣に受け止めて努力していることの表れである。また、[3-3]15ヶ月後ではなく11ヶ月後に早めたことにより、輸入する側にはそれだけの利益が与えられているので、すべてについて15ヶ月以内に実施されていないという不利益を補っているというべきである。(para. 20)

第4に、税法執行上の行政的制約がある。[4-1]改正法の内容は18万の卸・小売業者に施行前に周知させねばならず、この方策をとるだけでも長い時間を要する。また、[4-2]業者としても、コンピュータ・プログラムや宣伝の書き換え等の時間を要する。(para. 21)上記の議論の背景にある重要な点として、次年度予算案採択のための国内手続が極めてリジッドである点にも配慮すべきである。すべての税制改正の内容については、1月中に予算案とともに国会に提出できるように、12月中旬に政府と与党の精力的な協議が行われる。[5]この時期を逃すと、国会は税制改正法案の審議には応じず、次年度には実現できないのである。(para. 22)

改正法案では、焼酎乙類に関し、DSB決定の完全実施に5年を要する(2001年10月1日

実施)ことになっている点については、これが「妥当な期間」ではあるとの主張はしない。
[6]日本としては、この実施の遅れを補償するため、ウルグアイ・ラウンド交渉において、EC、合衆国及びカナダに対してアルコール飲料の関税引き下げの前倒しをオファーしてきたのである。ECはこれを受け容れたが、合衆国及びカナダはこれを受け容れなかった。また、[7]1998年10月から2001年10月までの間の酒税格差によるウィスキー・ブランデーへの悪影響は、その差は現在よりも著しく小さくなっているし、焼酎乙類は南九州地方でだけ主として消費されるものである(この点、合衆国は反対の証拠を提出している)、悪影響は実際にはほとんどない。(para. 23)

[8]合衆国は1989年の酒税改正時のことを持ち出しているが、「妥当な期間」についての議論は、過去の事例における事情に影響されるべきではない。本件についての「妥当な期間」は本件の事情にだけ照らして判断されるべきである。(para. 24)

c. EC 及びカナダ

ECとしては、本件における23ヶ月が「妥当な期間」か否かの問題についての立場は留保し、一般論として、「妥当な期間」は15ヶ月であるとの立場である。(para. 25)

カナダとしては、5年はもちろん、23ヶ月でも「妥当な期間」とはいえないとの立場である。日本の主張している事情は「特別の事情」とはいえない。「特別の事情」は個々のケースに特殊なものであり、その判断は将来のケースにとっての先例とはならないというべきである。日本の主張によれば、焼酎乙類について5年の期間を要するのは、焼酎甲類よりも他の酒類との格差が大きいためであるとされているようであるが、もしこれを認めると、GATT非整合の程度が大きい措置ほど是正のために要する期間が長くてもよいということになり、受け容れられない。(para. 26)

5. 仲裁判断

「DSU3条2項に規定されているように、WTOの紛争処理システムは、多角的貿易システムに保障と予見可能性を与える中心的な要素である。したがって、すべてのWTO加盟国はDSBの勧告及び決定に迅速に従い、それを完全に実施することに強い利益を有している。この利益は、DSUの諸規定、特に、実施に要する「妥当な期間」は、より長い又は短い期間とすることを正当化するような「特別の事情」がない限り、15ヶ月を超えるべきではない(should)と規定する21条3項(c)に明確に反映されている。本件では、仲裁人としては、

日本及び合衆国が主張する「特別の事情」が15ヶ月という『ガイドライン』をいずれの方向にも変更することを正当化するとは思われない。したがって、「日本の酒税事件」についての1996年11月1日のDSBの勧告及び決定を日本が実施するためのDSU21条3(c)にいう「妥当な期間」は15ヶ月である。」(para. 27)

6. コメント

(1) はじめに

本件は、日本の酒税法が酒類によって酒税格差を設けていた点につき、焼酎とウオッカ(酒税法上はスピリッツ類)とは「同種の産品」であるので同じ税率に、焼酎と、ウィスキー類・リキュール類・スピリッツ類とは「直接競合・代替可能産品」であるので「同様」税率にせよとのDSBの決定の国内実施の時期が問題となったものである。すなわち、日本が、段階的に税率格差をなくしてゆく措置をとろうとしたところ、その計画によれば、焼酎甲類についてスピリッツ類と同一の税率にし、ウィスキー類について「同様」の税率(3%の差)とするのが1996年11月1日のDSB決定から23ヶ月後の1998年10月1日であり、焼酎乙類についてスピリッツ類と同一の税率にするのが約5年後の2001年10月1日である点について、合衆国がDSU21条3項(c)に基づきそれでは「妥当な期間」の実施とはいえないとして、本件における「妥当な期間」の決定を求めて仲裁を申し立てた事案である(EC及びカナダの参加も認める合意が日米間でなされた)。

合衆国は、本件では5ヶ月で、すなわち1997年4月1日には国内実施ができるはずであると主張し、EC及びカナダはDSU21条3項(c)がガイドラインとして示しているように15ヶ月後までに、すなわち、1998年1月1日までに実施すべきであると主張した。これに対し、日本は、「特別の事情」の存在を主張し、上記酒税法改正法の通り23ヶ月及び5年後の実施でよいと主張して争った。仲裁判断は、結局、合衆国の主張も日本の主張も退け、原則通り、15ヶ月を本件における「妥当な期間」とするとの判断を示したのであるが、その理由付けは一般論を述べるのみで明確ではない。要するに、合衆国も日本も「特別の事情」といえることを主張していないので、原則を変更する理由はないというところに尽きるようである。

以下、当事国の主張を検討しつつ、DSB決定の国内実施のための「妥当な期間」とガイドラインとしての15ヶ月を変更するに足る「特別の事情」について考えることとする。

(2) 「妥当な期間」と「特別の事情」

日本の主張した「特別の事情」は以下の通りである。以下の[1-1]などの符号は「4. 当事国の主張」「b. 日本」においてつけたものに対応しており、それぞれに、筆者の見解として、「特別の事情」とはとていえないと思われるものに×印、検討の余地がありそうなものに△印、反論であって、それ自体としては特別の事情を説明するものではないものに一印を付けている。

×[1-1]税法改正は国会の権限であり、焼酎についての大幅な増税は相当な政治的反発を招くため、困難かつ複雑なプロセスを要すること。

×[1-2]現在の与党は国会で絶対多数を占めてはいないこと。

△[2-1]焼酎甲類は1.6倍、焼酎乙類2.4倍の増税となり、激変緩和のため、段階を踏まなければ増税はできないこと。

－[2-2]1989年の酒税法改正では段階的な増税はなされなかったが、そのときは、増税規模がより小さく、また、競合する清酒についても改正が行われたため、今回の改正とは事情が異なること。

×[2-3]1989年改正のときは、焼酎業者にはより多くの財政的補助が与えられたこと。

△[3-1]1997年4月から、消費税の引き上げが予定されており、同時に酒税引き上げを行うことは困難であること。

×[3-2]激変緩和のため、大規模な増税は1年の間において実施するのが通常であり、消費税引き上げから1年を経過した1998年4月に酒税引き上げをするのが通常の方法であるところ、DSU21条3項(c)の15ヶ月のガイドラインに配慮して、これを早めて1997年10月(上級委員会報告採択後11ヶ月後)に第1段階の引き上げをすることとしており、これは日本としての努力の表れであること。

×[3-3]15ヶ月後ではなく11ヶ月後に早めたことにより、輸入する側にはそれだけの利益が与えられているので、すべてについて15ヶ月以内に実施されていないという不利益を補っていること。

△[4-1]改正法の内容は18万の卸・小売業者に施行前に周知させねばならず、この方策をとるだけでも長い時間を要すること。

△[4-2]業者としても、コンピュータ・プログラムや宣伝の書き換え等の時間を要すること。

△[5]次年度予算案採択のための国内手続は極めてリジッドであり、増税案は1月中に予

算案とともに国会に提出しなければ国会での税制改正法案の審議はできないこと。

×[6]焼酎乙類についてのDSB決定の完全実施に5年を要する点は、日本としては、この実施の遅れを補償するため、ウルグアイ・ラウンド交渉において、EC、合衆国及びカナダに対してアルコール飲料の関税引き下げの前倒しをオファーしてきたこと（ECはこれを受け容れたが、合衆国及びカナダはこれを拒否）。

×[7]1998年10月から2001年10月までの間の酒税格差によるウィスキー・ブランデーへの悪影響は、その差は現在よりも著しく小さくなっているし、焼酎乙類は南九州地方でだけ主として消費されるものであるので、悪影響は実際にはほとんどないこと。

－[8]本件についての「妥当な期間」は本件の事情にだけ照らして判断されるべきであること。

以上の×印、△印、－印の分類に沿って若干の説明を加えると、以下の通りである。

まず、×印のうち、[1-1]及び[1-2]は、どこの国でも事情は同じか、よく生ずることであり、本件に「特別」とはいえないであろう。また、[3-2]、[3-3]、[6]及び[7]は、これまでのGATTパネル報告において幾度も示された考え方、すなわち、小さな違反であれば許されるということはない、一方にプラスがあれば別のところのマイナスは許されるということはない、という考え方に照らすと、受け容れられそうにもない議論である。確かに[6]は、利害関係国に受け容れられさえすれば問題を解決することにはなるが（そうすればこのような仲裁にもならなかったはずである）、利害関係国がその提案を拒否して仲裁に持ち込んだ以上、この点は「特別の事情」を説明するものとはなり得ないであろう。

－印のものは、合衆国が、1989年の酒税法改正が速やかに行われたことを引き合いに出して、今回も早く実施できるはずだと主張したこと（para. 15）に対する反論であり、この反論が成り立つとしても、それ自体が「特別の事情」を説明することにならないのは当然であろう。もっとも、1989年改正のときは酒税法改正法の国会成立後の施行期間は短かったという主張は、周知期間及びコンピュータ・プログラムの書き換え期間等と要するという[4-1]及び[4-2]の日本の主張の説得力を弱めることはあるというべきである。確かに、過去のことから今回の事情を直接に判断することはできないが、間接的には、日本側の主張のクレディビリティを判断する材料となるであろう。

さて、そこで、検討の余地がありそうな△印の主張の検討に移る。

まず[5]であるが、これは、1996年11月1日のDSB決定の完全実施が選択の余地のないGATT/WTO協定上の当然の義務である以上、ウィスキー類について焼酎とどの程度の差をつ

けることが「同様に課税」することという義務の範囲内収まるのかについては議論の余地はあるものの、これは日本としての協定解釈の問題であり、特別に時間をかければわかっていくという性質のことではなく、ましてや焼酎とスリピッツ類とを同一の課税にせよという点については全く選択の余地はないのであるから（合衆国の主張するとおり、税率を変更するだけの単純な措置で済む（para. 14））、それから3ヶ月後の1997年1月に改正法案を国会に提出することができないということにはならないように思われる。

次に、[3-1]の1997年4月から消費税の引き上げが予定されていて同時に酒税引き上げを行うことが困難だという事情は、第1に酒税引き上げの実施時期は4月ではなく、GATT上許容される範囲で遅らせることができること（15ヶ月のガイドラインに従えば1998年2月1日まで施行時期を遅らせることができる）、第2に、消費税はすべての商品に平等に課税されているので、競争条件の変更には無関係であること、第3に、酒税について必要な大幅な引き上げに比べて、消費税の引き上げ率は2%にすぎないことなどからあまり説得力はないように思われる。

[2-1]の焼酎甲類は1.6倍、焼酎乙類2.4倍の増税となり、激変緩和のため、段階を踏まなければ増税はできないという点は、確かに、激変緩和措置は必要であろうが、それが段階的引き上げという方法以外にないという点は説得力を欠くように思われる。カナダが主張しているように（para. 26）、GATT非整合の程度が大きい措置ほど是正のために要する期間が長くてもよいということになってしまうからである。むしろ、日本としては、激変緩和のための補助金を焼酎業者に与えるといった別の方法をとるべきであろう。もちろん、財政負担を伴うこのような措置が困難であることは了解できるが、それはGATT非整合的な措置をこれまで放置してきたことに問題があるのであり、DSUに照らして拘束力あるDSB決定がなされた以上、補助金による激変緩和という方法を避け、GATT非整合的措置是正を時間をかけて行うという利害関係国の利益を損ない続ける方法を選択することは許されないというべきである。

最後に、[4-1]及び[4-2]の改正法の内容の周知期間及び業者によるコンピュータ・プログラムの書き換え期間の必要性についても、既述のように、過去の酒税法改正が迅速に施行されたことを考えると（para. 15）、説得力を持つ議論とは思われない。

そもそも、「特別の事情」といえる事情とは、利害関係国が日本の措置のGATT整合化の遅延を甘受すべきだといえる事情でなければならぬと解せられるところ、以上のような日本の主張ではそのような事情の存在の立証になっていないとの仲裁判断の結論は妥当で

あるというほかない。ただ、仲裁判断として、「本件では、仲裁人としては、日本及び合衆国が主張する「特別の事情」が15ヶ月という『ガイドライン』をいずれの方向にも変更することを正当化するとは思われない。」というおよそ理由付けのないものでよかったのか否かについては議論の余地はあろう。しかし、筆者としては、このような仲裁判断を迅速に出すことがむしろDSB決定の迅速な履行確保という観点からは妥当であるように思われる。

(3) その他の問題

以上のほか、仲裁判断について若干気になる点を付記しておきたい。

そのひとつは、カナダが、「特別の事情」は個々のケースに特殊なものであり、その判断は将来のケースにとっての先例とはならないというべきである、と主張している点である(para. 26)。なぜ本件においてカナダがこのような主張をしたのか明らかではないが(日本の「特別の事情」についての主張が認められた場合に備えて、それは先例とはならないということであらかじめ主張しておいたのであろうか)、この点はその通りであると思われる。

また、焼酎との関係で、23条2項第2文の「直接競合・代替可能産品」とされたウイスキー類については、焼酎と「同様に」課税されるべきこととされたところ、日本の酒税法改正の最終段階でも焼酎(=スピリッツ類及びリキュール類)よりもなお3%高く税率が設定されている点については、関係当事国がいずれも問題としていないことから、この仲裁手続では問題とされなかった(para. 8では、この点はGATT整合的であるとの前提に立っているようである)。この点は、「同様に」の具体化の一事例であり、それ自体先例的な価値を有するわけではないが、将来、「同様に」という要件に当てはまるか否かが問題となるときに、ひとつの参考になろう。

最後に、合衆国の主張の中に、日本が間接税の改正には1ないし6ヶ月を要すると主張していたことを前提とする議論がなされているが(para. 14の(a))、そのような主張は日本の主張を仲裁人が要約したparas. 17-24にはみられず、仲裁判断における当事国の主張のまとめ方として問題があるように思われる。

(4) その後の経過

以上の通り、日本は仲裁にも破れ、1996年11月1日から15ヶ月以内、すなわち、1998

年2月1日までの間にDSB決定の国内実施をすることが求められたわけである。しかし、実際にはその通りの実施は日本としては不可能であり、本仲裁裁定の後、さらにアメリカとの間で実施の方法について協議が続けられた。特に、焼酎乙類の生産者の大半は中小企業であり、その扱いが日本としては難問であった。

97年9月のジュネーヴでの日米協議は物別れに終わり、ひとつの選択肢としては、日本はあくまでも当初の実施計画を変えず、これに対してアメリカは日本に対する何らかの形での譲歩の撤回をするというシナリオもあり得たのであるが、最終的には、97年12月次のような妥協が成立した。すなわち、(1)第2段階となる焼酎甲類の増税とウイスキー等の減税は当初の予定の98年10月から5ヶ月前倒しして98年5月に実施して、焼酎乙類以外についてはこれで完了する。(2)焼酎乙類の税率については、第2段階は当初の予定通り98年10月とするが、最終段階である第3段階については、当初の予定の2001年10月実施を1年繰り上げ、2000年10月に行うというものである。これで妥結したのは、関税率についての約束が付随してなされたからである。それは、バーボン・ウイスキー、ウオッカ、ジン、ラム、リキュールなどの関税率をすべて2002年4月に撤廃するとの約束である。このような譲歩と引き替えに、日本は焼酎乙類を守ったのである。

なお、1997年10月1日に施行された第1段階の酒税法の改正により、ウイスキー業界の10-11月の出荷量は前年同期比40%増となり、他方、焼酎業界では出荷が半減するという状況に至っているとの報道がなされている(日経新聞朝刊97年12月16日15面)。

そもそも日本で焼酎の税率が低く押さえられていたのは、必ずしもその生産者保護というわけではなく、1949年までは焼酎と清酒の税率はほぼ同じであったようである。ところが、第2次大戦後の混乱期に、大量の安い密造焼酎が出回ったため、その対策として焼酎の税率を引き下げ、密造焼酎に対抗したという経緯があるようである。すなわち税収確保のためであったようである。しかし、一旦このような優遇税率を適用すると、それを廃止して元に戻すことに対しては業界から強い反対が出るのは当然である。残念ながら、本件のような「黒船の襲来」がなければ、国内の歪んだ状況を是正することは困難であり、その意味で、貿易というシステムを通じた外からの監視が有効に機能した事例ということもできよう。

さらに付言すれば、日本の酒税問題についてのWTOの判断を前提として、97年10月には、韓国の酒税格差問題についてアメリカとECが要請していたパネル設置が決定され、さらに、97年11月にはチリの国産アルコール飲料「ピスコ」の税率が輸入アルコール類よ

りも低く押さえられているとしてECはパネル設置要請をしている。

(道垣内 正人)